

改正第35条施行後の 教育方法の 変容の可能性

芳賀 高洋
はが たかひろ

岐阜聖徳学園大学
教育学部



まず、過去の
著作権法第35条の
おさらい

2003（平成15）年までの第35条

学校その他の教育機関
（営利を目的として設置されているものを除く。）において

教育を担任する者は、

その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができ

ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

教員のみが、一定程度の無断複製を許されていた

20
03
年

第
35
条
改
定

2004（平成16）年以降の第35条1

学校その他の教育機関
（営利を目的として設置されているものを除く。）において

**教育を担任する者及び
授業を受ける者は、そ**

の授業の過程における使用
に供することを目的とする
場合には、必要と認められ
る限度において、公表され
た著作物を**複製すること
ができる。**

ただし、当該著作物の種
類及び用途並びにその複製
の部数及び態様に照らし著
作権者の利益を不当に害す
ることとなる場合は、この
限りでない。

学習者（受講者、児童生徒・学生）の無断複製が可能となった。

2004（平成16）年以降の第35条2

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、**当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信**（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことが出来る。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

リアルタイムの遠隔授業（サテライト授業等）での公衆送信

2004（平成16）年以降、教育の方法は変わったか？

- 大型計算機→P C・P Cルーム整備
- OHP→プロジェクターで投影/パワーポイント普及
- プリンタの普及
- 学生がコピー機を使用
- レポートや卒論はワープロ/TeX
- 1993年以降 ウェブページ作成ブーム
 - 学内LAN（イントラネット）・サーバ整備
 - インターネットの接続 ※大学先行



なぜ？
「情報化を伴う変化」は
90年代

サテライト授業等を除き
大学の教育方法は
特に変化はなかった（はず）

- 初等中等でさえ情報化は進められた。

2003（平成15）年第35条改正の意義

サテライト授業等の促進、
部分的な**違法状態の解消**。
（異時の公衆送信、異時の公衆送
信を伴う公の伝達を除く）

それほど影響はなかった・・・
と思ったら

ところが、

2004年以降の

教育とICTと
著作権

を巡る状況は

激動期に突入

2004（平成16）年以降の教育とICTと著作権

国立大学法人化

IT政策大綱→ICT政策大綱

我が国の高等教育の将来像（答申）

大学ランキング世界トップ100
（高等教育機関のランキングに関するベルリン原則）

初中等学習指導要領改訂

日本でMOOC

日本でアクティブ・ラーニング

日本で反転授業

初中等の指導者用デジタル教科書・iPadブーム

OCW

2004

mixi

2005

カーンアカデミー

2006

クラウド

Google Apps for Education
後のG Suite for Education

2007

2008

スマホ：iPhone 3G

facebook日本語

Twitter日本語

障害のある児童及び生徒のための
教科用特定図書等の普及の促
進等に関する法律附則第四条に
よる改正

2009

2010

iPad

国立国会図書館法の一部を改
正する法律附則第三条による改
正

2011

2012

iPad mini

教育史的には2012年ごろが転機か？

日本でMOOC
日本でアクティブ・ラーニング
日本で反転授業

初中等の指導者用デジタル教科書・iPadブーム

JMOOC 九州大BYOD

プロジェクト型学習（PBL）
など学習者中心主義の復古

CLR

2012

iPad mini

2013

2014

Google Classroom

2015

初中等：OECD PISA調査でCBT
（読解力スコア低下）

2016

初中等：学習指導要領改訂（告示）

初中等：プログラミング

2017

初中等：検定済教科書のデジタル化

2018

※初中等に合わせた印象

第35条改正

※学校教育法の一部改正

CLR発足のタイミングは妥当にしても、第35条改正は遅い。

なぜ初等中等のタイミング？

https://docs.google.com/presentation/d/1HcFH4fe8QXCLc8yB-6kK7XQTA-jAqz_itCWIJg0Kezw/edit#slide=id.p

日本の初等中等教育の情報化は
OECD加盟国中、最底辺レベル

PISA 2015

徳島文理大学 林向達氏によるまとめ

高等教育ばかりか、日本社会の情報化の足をひっぱっていると見なせなくもない。

改正第35条

おさらい

教育の情報化
教育の質的な向上

2018年5月25日公布 新第35条1

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。

ただし、―以降省略―

異時の公衆送信、異時の公衆送信をともなう公の伝達

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、**相当額の補償金を著作権者に支払**わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において**当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。**

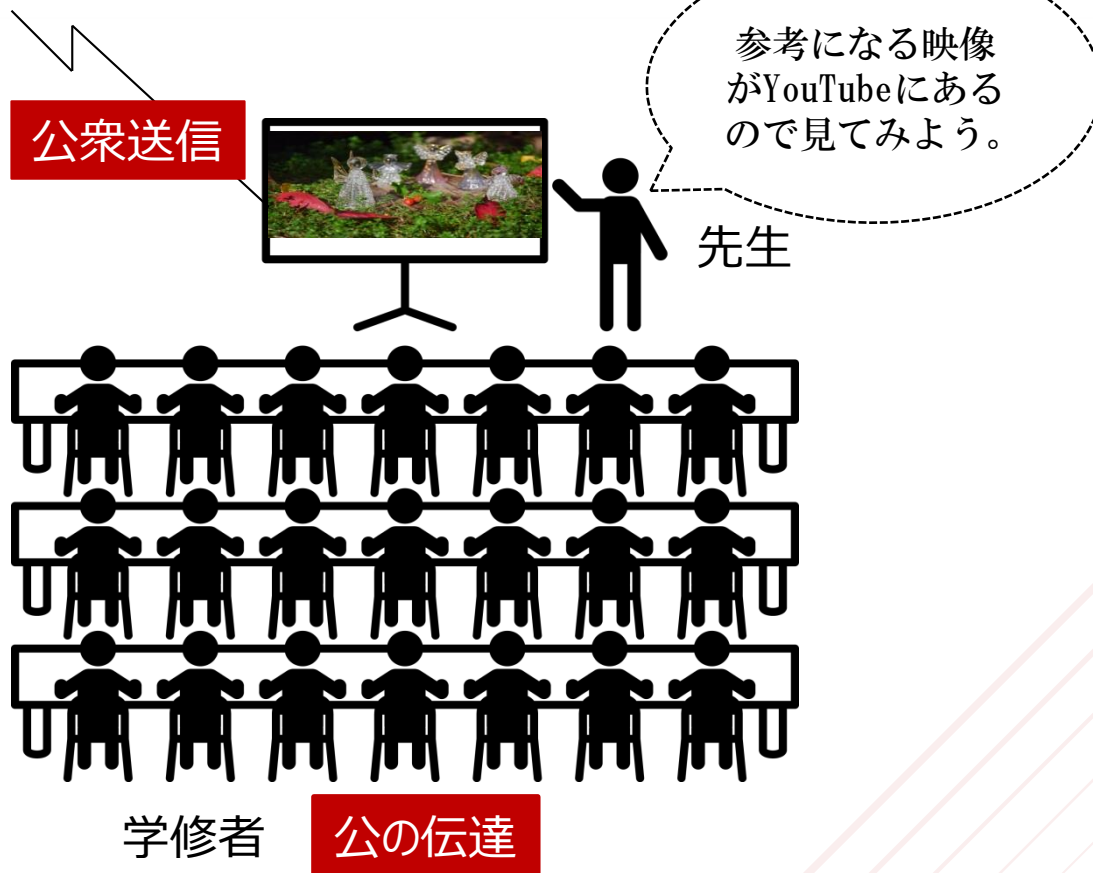
第35条改正－権利制限範囲の拡大

著作権者の了解が不要な
(または必要な)
具体例

著作権者の了解（許諾）が不要になる例

新 3 5 条施行後

- ◎ 教室でインターネットで受信装置を用いてYouTubeにアクセスし、スクリーンに投影して映像を上映（公の伝達）する。



著作物の公衆送信、
公衆送信された著作物の公の伝達

著作権者の了解（許諾）が不要になる例

新35条施行後

◎たとえば、教育学部の「教材研究」の授業（1）

【予習課題】「次回の講義までに、小学校5年生の社会科学の教材として虚構新聞から記事をひとつピックアップし、児童がグループ活動で、その記事の実現性を検討するためのデジタル教材をGoogleスライドで作成し提出しなさい」

大学設置基準

「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする」

よって2単位授業では
 $90 - (1.5 \times 15) = 67.5$
の予習復習が事実上必要

【講義】「予習で作成したスライドを発表し、グループで検討してください。」



④

公の伝達

複製

⑤検討 → ⑥改善 → ①にもどる サイクル

①

複製

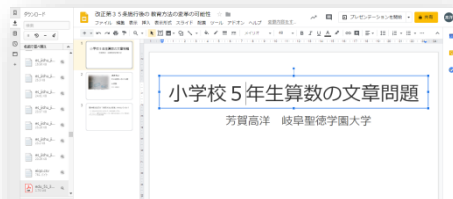
②

公衆送信



新聞記事を
スマホで撮影

Googleスライドで教材作成



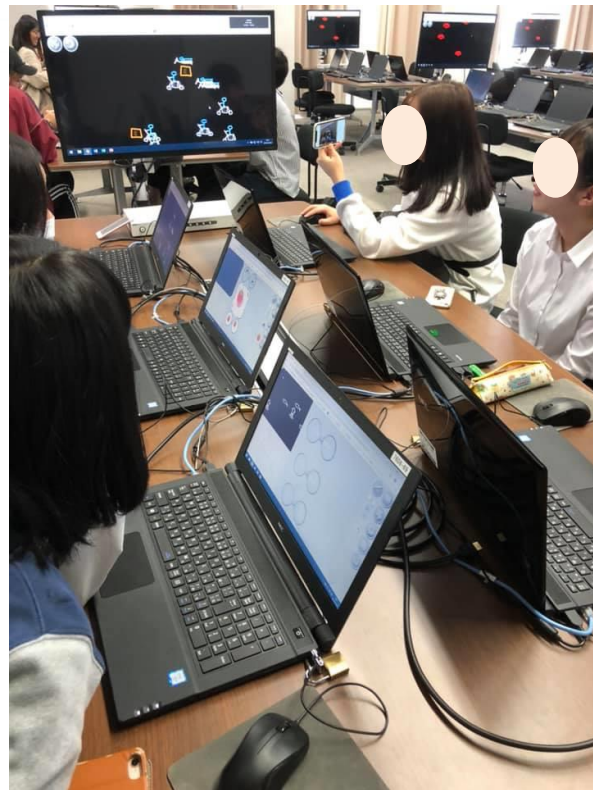
※ただし、共有設定で「公開」は不可

③

公衆送信

新35条2項により
「教育機関の設置者は
著作権者に相当な額の
補償金を支払う」
▲金額は認可前のため未定

グループでの協働学習の様子



教育学部の学生が授業で行った著作物のコピー例「教科書の検討」

小学校3年生の算数教科書の問題文
(問題文がよくわからない)

小学校3年生算数の問題：大人でも理解ができない。

「その他」の割合が多すぎるグラフ
(小学校国語)

小学校社会：「その他」の割合が多すぎる円グラフの羅列。

小学校外国語の教科書の設問
(動物のイラストが何の動物だかわからない)

外国語の教科書：イラストの動物が何なのか不明。

著作権者の了解（許諾）が不要になる例

新35条施行後

ダウンロード視聴

- ◎受講生が予習・復習のためのビデオ視聴
- ◎欠席した受講生が視聴
- ◎教員が授業改善のために視聴
- ◎教員が前回の復習として教室で上映

公の伝達

▲SNSやウェブサイトなどによる授業ビデオ公開（OCW、MOOC用）は、別途の著作権処理が必要となる可能性がある
他、個人情報に関する同意等、他の権利処理も必要となる可能性がある。

クラウド上の授業クラス共有フォダ等に保存（たとえばGoogle Classroomのコース内）

③ 公衆送信



※校舎内設置の閉じたイントラネット・サーバの場合は現状でも可

教員・もしくは受講者、もしくは教員の指示をうけた授業支援者等がごく簡単な編集をしてアップロード

②

公衆送信

▲大幅な編集を加え、番組のようになった場合は、そのビデオ編集製作者の著作物（必要な著作権処理は別途ビデオ編集製作者が行う）

授業のビデオを撮影
（教員や受講者の提示資料等に映りこみを越えた他者の著作物が含まれる）



①

複製

グレーケース

- ? オープンキャンパスでのダウンロード上映はOK?
- ? 大学内PCでオープンキャンパス参加の高校生や保護者が勝手に閲覧するのはOK?
- ? オープンキャンパスの模擬授業（映り込みを越えた他者の著作物が含まれる場合）のビデオ撮影＋公衆送信は？



「授業」の著作権・著作権者は誰か？

教員のみ
の映像であれば教員
受講生との対話等がある場合は教員と
受講生の共同著作物となる可能性

◎プロジェクト型学習（PBL）

「グループで、地域の名産品の広報をする。

【条件】 映像とウェブサイトをつくる。

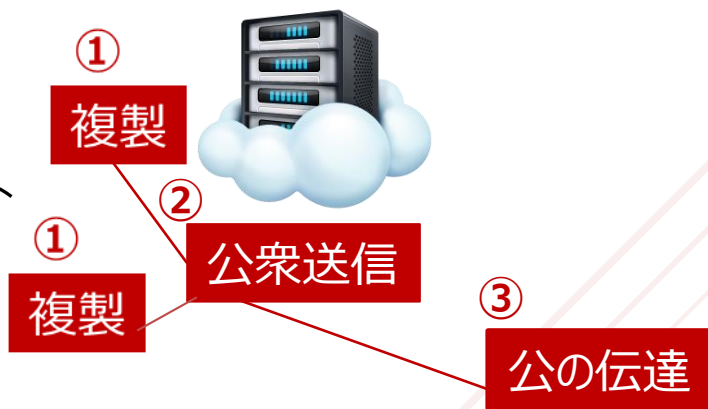
ウェブサイト構築の際には一部プログラミング
をして動きのあるコンテンツ等を一つ以上入れる」

◎クラウドサーバに保存した素材（著作物）を
活用する（写真、音楽等）

◎クラウドシステム（たとえばGoogleドキュメント
等）によるグループ協働作業

◎知的創作活動を伴う著作物の二次的使用

◎制作した映像やウェブコンテンツ等を発表し、受講者間で批評しあう。

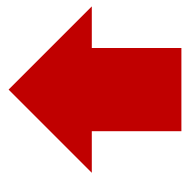


▲授業で制作したものを実際にインターネットで公開する場合やコンテスト等に提出する場合は、別途の著作権処理が必要。

学習理論は専門ではありませんが・・・

近年の教育の変遷トレンド

● テキスト・コンテンツベースの学び
一般的に一斉集団講義

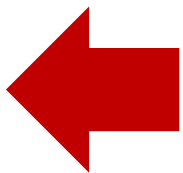


● コンピテンシーベースの学び

● 現実的な文脈(コンテキスト)に沿ってその知識を活用し、試行錯誤しながら問題解決を図るコンピテンシーベースの学び

● アクティブ・ラーニング

● 講義や一斉授業スタイルではなく、学生同士で議論する授業や、あるいは、プロジェクト・メソッドを取り入れた問題解決型学習。たとえば、裁判員制度を学ぶ模擬裁判授業等



● クリエイティブ・ラーニング

● 創ること学ぶ・創りながら学ぶ
―構築主義
(constructionism)

初等中等も同様

変換操作	全体関係	変容 3	ザビエルがしたこととして正しい選択肢をすべて選び年代の古い順に並べなさい。	キリスト教の日本伝来は、当時の日本にどのような影響を及ぼしたのか、200字以内で説明しなさい。	もしあなたが、ザビエルのように知らない土地に行くと、その土地の人々に何かを広めようとする場合、どのようなことをしますが、600字以内で答えなさい。
複雑操作	カテゴリーズ	複雑 2	ザビエルがしたこととして正しい選択肢をすべて選びなさい。	キリスト教を容認した大名を一人あげ、この大名が行ったこと、その目的を100字以内で説明しなさい。	もしあなたが、ザビエルだとしたら、布教のために何をしますか。具体的な根拠と共に400字以内で説明しなさい。
手順操作	単純関係	単純 1	(ザビエルの写真を見て)この人物の名前を答えなさい。	ザビエルが日本に来た目的は何ですか？50字以内で書きなさい。	もしあなたが、ザビエルの布教活動をサポートするとしたら、ザビエルに対してどのようなサポートをしますか。200字以内で説明しなさい。
(数) (言語)			A 知識・理解思考 知識・理解	B 論理的思考 応用・論理	C 創造的思考 批判・創造



【例】改訂版タキソノミー（教育目標の分類学）等を参考として作られた首都圏模試センター作成の「思考コード」

出典 「子供の学力の新観点「思考コード」を知っていますか？」

株式会社 首都圏中学模試センター、2017年6月14日

<https://www.syutoken-mosi.co.jp/column/entry/entry000668.php>

★改訂版タキソノミーについては、石井英真、「改訂版タキソノミー」によるブルーム・タキソノミーの再構築—知識と認知過程の二次元構成の検討を中心に—」が参考となる。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/nasemjournal/28/0/28_KJ00006622412/_pdf

★ICT利活用のタキソノミーモデルについては、豊福晋平、「日本の学校教育情報化はなぜ停滞するのか - 情報処理学会」、<https://www.ipsj.or.jp/magazine/9faeag000000jvu7-att/5604-01.pdf>

田中康平「【学習目標分類(T)×学習活動の動詞(V)×ICT活用・環境】検討シート～日本の学校における教育の情報化で不足していること(3)～」が参考となる。 <https://www.nelmanage.com/20180825tvisheet/>

教育の情報化
教育の質的な向上
とは何なのか？

◎ 学習資源等の情報へのアクセシビリティ向上 = 学びのアクセシビリティの向上

いつでも、どこでも、だれでも、面倒な手続きなく
簡単に情報にアクセスし、学ぶことができる情報環境。

- そのためのWi-Fi整備
 - そのためのBYOD
 - そのためのクラウド
 - そのための教育プラットフォーム

◎ そのための第35条（権利制限規定）

◎ 学びの自律性・個別性・自己コントロール性 = 学習権の強化・向上

▲マス・プロダクションの効率化（一括処理）
= 学習者集団の統率管理のための情報化は
たとえ現場ニーズが高くとも教育学的には前時代的。

◎ 学習者中心主義・個別化学習 → ある種の綿密さ

- そのためのWi-Fi整備
 - そのためのBYOD
 - そのためのクラウド
 - そのためのポートフォリオ・学習履歴活用

◎ そのための第35条（権利制限規定）

「教育を担当する者」のマインドセットの変革が必要

マスプロ



少数化



個別（適正）化

※学生や教職員の「監視強化」につながる恐れのあるテクノロジー利活用には、神経質なほどの慎重さが必要。

（倫理規定ではなく法令化が必要と思われる）

▲消費者教育としての著作権教育からの脱却

「～してはなりません」という消極的倫理教育からの脱却

「他者の著作物は使わないほうが良い」と
隠れて教えられていく（ヒドウンカリキュラム）現状

◎我々はみな情報発信者であり

知的生産者になりうることを前提とした著作権教育

→ 『デジタル・シティズンシップ』教育
※現在、検討中



● 主催 法政大学 図書館司書課程

○ 共催 日本デジタル・シティズンシップ教育研究会

日本シティズンシップ教育フォーラム

岐阜聖徳学園大学教育学部 芳賀研究室

アジア太平洋メディア情報リテラシー教育センター

▼ 事前申し込み



資料代 1,000 円

※法政教職員と学生は無料

◆ コーディネーター 村上 郷子 (ユネスコ GAPMIL)

◆ 問題提起者

坂本 旬 (法政大学)

小玉 重夫 (東京大学)

◇ シンポジスト

豊福 晋平 (国際大学 GLOCOM)

芳賀 高洋 (岐阜聖徳学園大学)

今度 珠美 (鳥取県情報モラルエドケーター)

河合 知成 (法政国際高等学校)

木村 真冬 (お茶の水女子大学附属中学校)

小栗 英樹 (文部科学省 教科調査官)

11月9日 (土) 13:00

法政大学

終了してしまいましたが、
今後、研究を続けていきます。

**「デジタル・シティズンシップ教育をモデルにした
新たな情報モラル教育を実現するための理論
的要件の検討」**

今度 珠美, 坂本 旬, 豊福 晋平, 芳賀 高洋

<https://iss.ndl.go.jp/books/R000000004-I029407081-00>

改正第35条の施行で教育方法の変革の可能性はあるのか？

新35条が施行されると、
面倒は減るが、
当然、ただちに、
教育方法が
変革するわけではない。

綺麗ごとではあるが、

一・著作権法の改正をわが事
と認識する。

二・法改正を機会に変革を促
す。

ことが教育学・教育関係
者の責務ではないか。

改正**第35条**施行後の**教育**方法の**変容**の可能性

芳賀 高洋（はが たかひろ）

岐阜聖徳学園大学**教育**学部

ismile@gifu.shotoku.ac.jp

